

# 島根県報

令和元年10月29日(火)

号外 第 6 3 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

 次

## 【告 示】

特別保護地区の指定(森 林 整 備 課)2特定猟具使用禁止区域の指定( " )2鳥獣保護区の設定の一部改正(2件)( " )3

# 告示

#### 島根県告示第332号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、次のとおり 特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和元年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

三瓶山特別保護地区	1	区域
		大田市の一部
	2	面積
		153ヘクタール
	3	存続期間
		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
	4	特別保護地区の保護に関する指針
		掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター
	及び事務所に備え置いて縦覧に供する。	

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え 置いて縦覧に供する。

#### 島根県告示第333号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり 特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和元年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

		西瓜禾和芋 九 田 庄 巴
才特定猟具使用禁止区域	1	区域
		松江市の一部
	2	面積
		218ヘクタール
	3	存続期間
		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
	4	禁止に係る特定猟具の種類
		銃
安来町特定猟具使用禁止区域	1	区域
		安来市の一部
	2	面積
		240ヘクタール
	3	存続期間
		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
	4	禁止に係る特定猟具の種類
		銃

大谷ダム特定猟具使用禁止区域	1	区域
		松江市の一部
	2	面積
		25ヘクタール
	3	存続期間
		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
	4	禁止に係る特定猟具の種類
		銃
千本ダム特定猟具使用禁止区域	1	区域
		松江市の一部
	2	面積
		17~クタール
	3	存続期間
		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
	$ _4$	禁止に係る特定猟具の種類
		銃
小田特定猟具使用禁止区域	1	区域
		出雲市の一部
	2	面積
		20. 45ヘクタール
	3	存続期間
		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
	4	禁止に係る特定猟具の種類
		銃
	1	区域
70 7 4 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2		浜田市、江津市及び邑智郡邑南町の一部
	2	面積
	2	137ヘクタール
	2	
	3	存続期間
		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
	$\begin{vmatrix} 4 \end{vmatrix}$	禁止に係る特定猟具の種類
		銃

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え 置いて縦覧に供する。

### 島根県告示第334号

鳥獣保護区の設定(昭和54年島根県告示第902号)の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。 令和元年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。 表三瓶山鳥獣保護区の項中「平成21年11月1日」を「令和元年11月1日」に、「平成31年10月31日」を「令和11年10月 31日」に改める。

#### 島根県告示第335号

鳥獣保護区の設定(平成11年島根県告示第790号)の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。 令和元年10月29日

島根県知事 丸 山 達 也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。 表西中国山地鳥獣保護区の項及び目田鳥獣保護区の項中「平成21年11月1日」を「令和元年11月1日」に、「平成31年 10月31日」を「令和11年10月31日」に改め、同表塚ヶ原鳥獣保護区の項中「870へクタール」を「423へクタール」に、 「平成21年11月1日」を「令和元年11月1日」に、「平成31年10月31日」を「令和11年10月31日」に改める。